

裁判所施設の耐震診断結果等の公表について（平成22年7月）

裁判所においては、平成20年度までに裁判所施設の耐震診断等を実施し、その耐震性能の現況と今後の耐震化の目標について平成21年7月に公表しました。

昨年の公表時において診断中であった最高裁判所庁舎の耐震診断が終了しましたので、その結果をリストに追加するとともに各施設の耐震化の進捗状況について公表します。

1. 公表の対象

裁判所施設のうち、最高裁判所庁舎を含む階数3以上、かつ、延べ面積1,000㎡以上のもの277棟、約147万㎡について行います。（※）

2. 公表の概要

平成22年5月末時点における裁判所施設の耐震化の進捗状況は、耐震安全性の基準を満足する施設は171棟（約62%）であり、満足しない施設は106棟（約38%）でした。また、予算措置済の施設を加えた耐震化率（耐震安全性の基準を満足する施設の割合）は、棟数の割合で約83%となっています。

3. 耐震化の目標

裁判所では、庁舎新営や改修工事によって耐震対策を進めています。

今後も耐震対策を進め、平成27年度末を目途に裁判所施設の耐震化率を少なくとも90%とするよう努めてまいります。

4. 耐震性の評価方法と安全性

耐震診断の方法は、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づいています。評価値1.0未満は、震度6強から震度7程度の大規模地震に対する耐震安全性の水準を満足していないという評価になります（「大規模地震に対する構造体の耐震安全性の評価」参照）。

なお、今回の公表対象のうち、評価値が1.0未満のものは、すべて現行の建築基準法に基づく新耐震設計法の施行以前（昭和55年以前）のもので、これらの施設についても、中規模地震で損傷しないことについて建設当時の設計において検証されており、震度5強程度の中規模地震に対し損傷しないことが確認されています。

大規模地震に対する構造体の耐震安全性の評価(裁判所施設は全てⅢ類)

評価	施設の評価値	耐震安全性の評価	備考
a	評価値 < 0.5	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	いずれも 中規模地震で 損傷しないこと を設計において 確認している。
b	0.5 ≤ 評価値 < 1.0	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	
c	I類 1.0 ≤ 評価値 < 1.5 II類 1.0 ≤ 評価値 < 1.25	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低い ^が 、要求される機能が確保できないおそれがある。	
d	I類 1.5 ≤ 評価値 II類 1.25 ≤ 評価値 III類 1.0 ≤ 評価値	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低く、I類及びII類の施設では要求される機能が確保できる。	

※ 耐震安全性の評価における地震とは、震度6強～震度7程度の大規模地震のことをいう。
 ここでの評価は、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」に基づいて評価したものであり、地震動の特性、地盤の特性及び建築物の構造特性等により、同一の評価値であっても被害の状況は異なる。

国土交通省ホームページより抜粋

5. 裁判所施設の耐震性の状況

		評価				計
		旧耐震基準			新耐震基準	
		a	b	d	d	
平成21年 7月 公表時	棟数	82	42	19	124	267
	面積(m ²)	356,828	104,503	90,827	842,276	1,394,434
	棟数の割合(%)	30.7	15.7	53.6		100
	面積の割合(%)	25.6	7.5	66.9		100
平成22年 7月 公表時	棟数	72	34	41	130	277
	面積(m ²)	354,983	104,188	144,067	867,705	1,470,943
	棟数の割合(%)	26.0	12.3	61.7		100
	面積の割合(%)	24.1	7.1	68.8		100
22年度 予算措置 済の施設 を反映	棟数	27	20	79	151	277
	面積(m ²)	196,520	72,022	286,164	916,237	1,470,943
	棟数の割合(%)	9.7	7.2	83.0		100
	面積の割合(%)	13.4	4.9	81.7		100

「新耐震基準」は建築基準法に基づく新耐震設計法(昭和56年)により設計された棟。

(※)耐震改修促進法第6条第1号・同施行令第2条第1項、第2項で定める特定建築物に該当するもの。